

公益認定等に関する運用について

(公益認定等ガイドライン)

平成20年11月10日

(平成31年4月1日改正)

千葉県公益認定等審議会

審議の基本方針

（公益法人制度改革の趣旨）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の目的は、「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」とされている。

新しい公益法人制度の運営に当たっては、この法律の目的を十分に踏まえ、多様な民間の団体が自由な発想のもとで、自発的・主体的に行う公益活動の発展を図ることが求められている。

（これまでの千葉県での取組）

千葉県は、610万県民や全国有数の産業力などに基づいた多様な活力に満ちている。こうした活力を生かして、環境、安全、教育、福祉、観光、農業、雇用など、様々な分野で、一人ひとりの県民が自ら主役となって課題を解決し、新たな価値を生み出していく創造的なスタイルによる地域づくり・千葉県づくりへの取組が行われている。

（審議の基本方針）

制度改革前の公益法人行政では、事業を所管する主務官庁が法人の設立の許可及び監督を行う主務官庁制^{*1}がとられていた。一方、新しい制度においては、民間の団体による多様な幅広い活動に着目し、「民による公益の増進」を目指している。

新しい公益法人制度は、県民が主役となって行う公益活動を促進し、活力ある地域社会の実現を支えていく制度の一つである。

そこで、千葉県公益認定等審議会は、多種多様な担い手によって、自発

的・先駆的に取り組まれている公益の一層の増進に資するため、以下の基本方針に基づき審議等を行うものとする。

(1) 民間の団体の自主性・主体性の尊重

民間の団体では、様々な分野で様々な活動が自主的・主体的に展開されると同時に、その担い手も多種多様であり、中にはいまだ発展過程にあるものもあると思われる。

当審議会は、活動規模や成熟度にかかわらず、団体の自主性・主体性を尊重する。

(2) 活動実態の十分な把握

公益認定において審査の対象となる事業の中には、従来からの行政では担いきれない地域の様々な課題に対応するため、行政の施策に先駆けて行われるものもある。

当審議会は、公益認定に係る審議を行うに当たっては、従来の行政の所管事項^{*2}にとらわれることなく、審査の対象となる活動の内容を十分把握するとともに、事業の行われる背景についても十分考慮する。

(3) 自立的な民間の団体の運営支援

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律においては、公益認定された法人の監督の仕組が定められている。

当審議会は、単に法律に基づく監督を行うだけでなく、それぞれの団体が自立した担い手として運営ができるよう必要に応じて育成的な視点から助言・相談などを行い、団体の公益活動を支援する。

(千葉県ガイドラインの考え方)

内閣府公益認定等委員会では、平成20年4月11日付けで、新しい公益法人制度の詳細のうち、明確にしておくことが申請者にとっても国・都道府県の審査当局にとっても有益であると考えられる事項について「公益

認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)として、また、法人の行う個別の事業が「公益目的事業であるかどうか」すなわち「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか」の事実認定に当たっての留意点として「公益目的事業のチェックポイント」が取りまとめられた。

当審議会においても、本県のガイドラインについて審議を行った結果、「民による公益の増進」を図るには、県民が自ら主役となって行う公益活動を支えるとともに、都道府県を越えて活動の輪が広がるようにするなど、申請者の視点に立ったものであることが必要であるとの結論を得た。この観点から、衡平を保った審査ができるよう、ガイドラインは国のものと基準を合わせることを適切である。

なお、今後、具体的に審査が進むことなどにより、このガイドラインを適用することに支障が生ずる場合には、必要に応じ追加、修正等を行う。

* 1 主務官庁制

法人の目的とする事項を所掌している内閣府又は各省の大臣（都道府県にあっては、知事又は教育委員会）がその法人を所管し、設立の許可及び指導監督を行う制度

* 2 所管事項

行政機関が権限を行使することができる範囲に属する事項